

令和7年度（下半期）
中村橋区民センター施設維持管理・受付
および
トレーニング室運營業務委託に係る
プロポーザル募集要領

令和7年6月1日

練馬区福祉部障害者サービス調整担当課
練馬区地域文化部地域振興課

1 目的

本要領は、「中村橋区民センター施設維持管理・受付およびトレーニング室運営業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

については、公共施設の効率的な維持管理、利便性の高い受付窓口サービス、専門的なトレーニング室運営を行うため、貴社の経験、実績等を活かした提案を行うこと。

2 業務概要

- (1) 件 名 中村橋区民センター施設維持管理・受付およびトレーニング室運営業務委託
- (2) 履行期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
 - ※ 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く
 - ※ 受託者は、令和 7 年 10 月中は 研修・準備期間とし、詳細は区と協議する。
 - ※ 履行状況が良好以上と評価された場合、最高 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 対象施設 中村橋区民センター（練馬区貫井 1－9－1）
- (4) 業務内容 仕様書（別紙 1）のとおり
- (5) 概算経費 41,600 千円（税込）（令和 7 年度委託費）
 - ※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。
 - ※概算経費は消費税率 10%の税額を含む金額とする。
- (6) 契約方法 ア 本件受託者と随意契約とする
イ 成績評価（モニタリング）を行った結果、「良好」とであると評価された場合、最高 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。

3 参加資格および欠格条項

3－1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 公共施設の維持管理・受付業務の実績およびトレーニング室運営業務の実績があること。
- (2) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有している事業者とする。

3－2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税のいずれかを滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続

開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生
 手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営
 不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和 7 年 6 月 1 日（日）
質問受付期間	令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 6 月 13 日（金）
質問回答日	令和 7 年 6 月 18 日（水）
提案書類受付期間	令和 7 年 6 月 19 日（木）～ 7 月 1 日（火）
一次審査	令和 7 年 7 月 10 日（木）
結果通知	令和 7 年 7 月 15 日（火）
二次審査（プレゼンテーション・ ヒアリング）	令和 7 年 8 月 5 日（火）
結果通知	令和 7 年 9 月 1 日（月）

4-2 質問回答

募集に関する質問は、質問票（別紙 2）に内容を簡潔に記入のうえ、以下の内容で行うこ
 と。

- (1) 質問期間 令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 6 月 13 日（金）午後 5 時まで
 ※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 電子メール
 ※電話・FAX での質問は受け付けない。
 電子メールの件名は、「【質問】中村橋区民センター維持管理等業務委託
 について」とすること。
- (3) 担当部署 練馬区福祉部障害者サービス調整担当課心身障害者福祉センター
 （メール）SINSHOCENTER01@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 令和 7 年 6 月 18 日（水）から、質問者名を伏せた上で区ホームページにて
 公表する。

4-3 提案書等の提出

参加を希望する者は、参加表明届（別紙 3）とともに提出資料・様式集（別紙 4）を参照の
 うえ、以下の内容で提出すること。

- (1) 受付期間 令和 7 年 6 月 19 日（木）～ 7 月 1 日（火）午前 9 時～午後 5 時まで（土日除く）
- (2) 提出方法 事前に電話連絡のうえ、提出場所に持参または送付（宅配、郵送）
 とする。
- (3) 提出場所 練馬区役所西庁舎 1 階
 福祉部障害者サービス調整担当課心身障害者福祉センター
 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

- (4) 提出書類 正本1部、副本8部 (No.1～8)
 - ① 提出書類一式をA4判ファイルに縦左2点穴開け綴じにする。
 - ② 提出書類には、書類No.を記入したインデックスを付けること。
- (5) 企画提案書等の差替えおよび再提出
受付期間後の企画提案書・参加表明書の差替えおよび再提出は、原則認めない。

4-4 主任担当者

応募事業者は、本業務における主任担当者（1名）を定めること。なお、主任担当者は、施設維持管理事業またはこれに類似する業務の経験を有する者とする。

4-5 一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類に基づき審査を行う。

審査結果は、令和7年7月15日（火）までに書面により通知する。

4-6 二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

一次審査を通過した者について、提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は、1事業者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）とする。

説明者は、本業務を受託したときに主な担当となる者とし、3名以内とする。詳細については、別途通知する。

審査結果は、すべての提案事業者に対して、9月1日（月）までに書面により通知する。

4-7 評価項目

評価項目および評価基準（別紙5）のとおり

4-8 参加の辞退

企画提案書等の書類が提出された後に辞退する場合は、参加辞退届（別紙6）を提出すること。提出方法、提出場所は4-3と同じ。なお、辞退することが決定した時点で事前に8 問い合わせ先・担当まで電話連絡すること。

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、詳細な仕様内容の調整等を行い、本件に係る契約締結交渉を行う。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した等の場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙 7）に基づき取り扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (2) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (3) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (5) 本案件のプロポーザル実施についての説明会は行わない。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区の損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問い合わせ先・担当

練馬区福祉部障害者サービス調整担当課心身障害者福祉センター 担当：平塚

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所西庁舎 1 階

（直通）03-5984-1496

（FAX）03-5984-1215

（メール）SINSHOCENTER01@city.nerima.tokyo.jp